「大人の風しん予防接種」費用助成変更のお知らせ

妊婦が妊娠初期に風しんにかかると、「先天性風しん症候群」と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障がいなどの障がいを持った赤ちゃんが生まれる危険性があります。市では、風しんの罹患率を抑え、先天性風しん症候群の発生防止を図るために、風しんワクチンの接種費用の助成を行っています。

▶対象予防接種　風しん単独または、MR（麻しん風しん混合）予防接種

▶対象となる接種期間　平成26年4月1日～平成27年3月31日

▶対象者　接種日現在、知立市に住民登録があり、風疹の抗体検査の結果、風しんワクチンの接種が必要と認められた、以下のいずれかに該当する人

・風しん抗体価が低い人（HI抗体価16倍以下または、EIA価〔デンカ生研社製〕8.0未満など）のうち
　①妊娠を希望している女性（経産婦を除く風しんワクチンの接種歴のないもの）
　②妊娠を希望している①以外の女性
　③妊娠を希望または、妊娠している女性の夫

※事実上の婚姻関係にある場合を含みます。
※妊娠中の人および妊娠の可能性のある人、過去に風しんに罹った人および平成25年度にこの助成を受けた人は対象になりません。
※助成は1人につき1回のみです。

▶抗体検査　対象者のうち①に該当する人は、県の補助金交付対象者になる場合があります。事前申請で抗体検査は無料になりますので衣浦東部保健所（☎21-4778）にお問合せください。①以外の人の抗体検査は自費となります。

▶助成額　接種費用として助成対象者が負担した額とし、5,000円を上限とします。
※生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯または市民税非課税世帯に属する人は、10,000円を上限とします。
※助成金については、申請書に記入された口座に、約1か月後に振り込みます。

▶受付期間　平成27年3月31日まで（郵送の場合必着）

▶申請方法　保健センターの窓口、または郵送で申請することができます。必要な書類をそろえて保健センターへ提出してください。（送付先　〒472-0031　知立市桜木町桜木11番地2　保健センター　母子担当）
※郵送での申請による不着等の事故については責任を負いかねます。
◎申請に必要な書類
1　知立市風しんワクチン予防接種助成事業申請書兼請求書（以下、申請書）
※申請書は保健センターの窓口にあります。市ホームページからダウンロードもできます。
2　領収証の原本（接種者名、領収金額、ワクチン名、発行元、接種日の記載があるもの）
3　接種記録（ロット番号のわかるもの。ロット番号シールを領収書に貼付等してください。）
4　風しん抗体検査の結果がわかるもの
5　印鑑（スタンプ式は不可）
6　振込先口座のわかるもの（通帳等）
※1の申請書に記入・押印されている場合は5の印鑑、6の振込先口座がわかるものは必要ありませんが、窓口で提出される場合は念のためご持参ください。
※振込先口座は申請者名義の口座をご記入ください。申請者以外の名義の口座に振り込む場合は申請書内の委任状に申請者の記入押印が必要となります。
※ゆうちょ銀行への振込を希望される場合、支店名・口座番号に注意してください。（振込専用口座となります。詳しくはゆうちょ銀行窓口かホームページ等でご確認ください。）
※領収書の原本還付を希望される場合は、領収書の写しを併せてご持参ください。郵送の場合は、領収書の原本還付を希望する旨のメモをつけて、申請に必要な書類と併せて領収書の写しと返信用封筒（送料分切手を貼り申請者の住所氏名を記入したもの）を送付してください。

▶問合せ　保健センター（☎82 - 8211）